

有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律（抄）

第一条（略）

（定義）

第二条 この法律において「有明海」とは、次に掲げる直線及び陸岸によって囲まれた海面をいう。

- 一 長崎県瀬詰崎から熊本県天神山に至る直線
 - 二 熊本県染岳から高松山三角点に至る直線
 - 三 熊本県天草上島恵比須鼻から大矢野岳に至る直線
 - 四 熊本県三角灯台から中神島を経て三角岳に至る直線
- 2 この法律において「八代海」とは、次に掲げる直線及び陸岸によって囲まれた海面をいう。

- 一 熊本県三角岳から中神島を経て三角灯台に至る直線
- 二 熊本県大矢野岳から天草上島恵比須鼻に至る直線
- 三 熊本県高松山三角点から染岳に至る直線
- 四 熊本県天草下島台場ノ鼻から鹿児島県長島大崎に至る直線
- 五 鹿児島県長島神崎鼻から鶴瀬鼻に至る直線

3 この法律において「関係県」とは、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県及び鹿児島県をいう。

4 この法律において「指定地域」とは、関係県の市町村の区域のうち、有明海及び八代海の海域の環境の保全若しくは改善又は当該海域における水産資源の回復等による漁業の振興に関する施策を講ずべき地域で次条第一項の規定により指定されたものをいう。

（地域の指定）

第三条 指定地域は、主務大臣が、関係県の申請に基づき、関係行政機関の長に協議して指定するものとする。

2～4（略）

（基本方針）

第四条 主務大臣は、有明海及び八代海の海域の特性に応じた当該海域の環境の保全及び改善並びに当該海域における水産資源の回復等による漁業の振興に関する施策を推進するため、有明海及び八代海の再生に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 有明海及び八代海の海域の環境の保全及び改善並びに当該海域における水産資源の回復等による漁業の振興に関する基本的な指針

3 主務大臣は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、関係県の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4～6（略）

（県計画）

第五条 関係県は、基本方針に基づき、当該関係県の区域内の指定地域について、有明海及び八代海の海域の特性に応じた当該海域の環境の保全及び改善並びに当該海域における水産資源の回復等による漁業の振興に関し実施すべき施策に関する計画（以下「県計画」という。）を定めるものとする。

2～8（略）

（以下略）